

エコマーク使用の手引

2011年3月1日
財団法人日本環境協会

エコマーク認定商品およびその広告・宣伝物などには、本手引に従い、原則としてエコマークの表示を行って下さい。その商品の広告・宣伝に際しては、エコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるように努めて下さい。

なお、表示に際しては、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りをご利用下さい。

1. エコマークのデザインの意味

エコマークは、地球と、環境 (Environment) および地球 (Earth) の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

2. エコマークの表示方法

エコマークの表示方法には、Aタイプ (マークとマーク上段の「ちきゅうにやさしい」、下段の環境情報表示をセットで記載する方法) と、Bタイプ (マークと認定情報を記載する方法) があります。エコマークの表示方法は、商品認定申込時にマーク表示見本を提出し、エコマーク事務局の確認を受けて下さい。

Aタイプの表示



Bタイプの表示



エコマーク商品
再生PET 繊維0%
12345678
〇〇株式会社

3. Aタイプの表示

Aタイプの表示は、以下に従って下さい。

《表示例》



3-1. 上下段の文字表示の方法

- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」は、マークの正円の外線に沿って表示し、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようレイアウトします。(表示例参照)
- ・ マーク下段の環境情報表示(環境保全上の効果に関する表示)は、各商品類型の認定基準書「5. 商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言を用いて下さい。(注;従来のマーク下段に沿って環境情報を表示することが許可された商品にあっては、そのままの表示を認めます。)
- ・ マークを表示する場合、原則としてマークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上に、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方を表示して下さい。なお、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を選択して表示することも可とします。また、表記位置に関しては、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍に表記しなくても構いません。マークを製品本体に表示し、エコマーク認定番号または使用契約者名を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。ただし、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

3-2. マークと文字表示

- ・ マークを縮小または拡大して表示する場合、上段「ちきゅうにやさしい」の表示は、マークと同倍率になるようにして下さい。
- ・ 下段の矩形枠内の文字の大きさは、原則として、マーク円部分の直径D(mm)に対して、ポイント数では : 0.3Dポイント以上、級数では : 0.4D級以上での表示とします。行間は各ポイント数、級数の1.2倍を基準とします。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の標準フォントは、写研「ナールD」、モリサワ「じゅん34」、フォントワークス「スーラPLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」とします。



3-3. マーク下段の文字数と矩形枠

- ・ マークと組み合わせる矩形枠の大きさは、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りの15タイプの中から文字数に応じて適切に選択使用して下さい。必要に応じて、角Rを固定しながら、矩形枠の幅と天地を延ばして使用して下さい。
- ・ 矩形枠内の文字は、文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるように配置して下さい。

4. Bタイプの表示

マークと認定情報による表示は、以下に従って下さい。その際、消費者に認定情報を的確に伝えられるように十分な配慮をして下さい。

《表示例》



4-1. 認定情報の文字表示の方法

- ・ 認定情報は、次の①～③を含むものとします。
 - ①「エコマーク」の文言、または本手引 7.項に定めるエコマーク商品であることの呼称
 - ②各商品類型の認定基準書「5. 商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言
 - ③エコマーク認定番号および使用契約者名の表示（どちらか一方を選択して表示することも可）
- ・ 認定情報はマークの近傍（上下左右のわかりやすい位置）に配置し、マークと認定情報の間は線で区切って表示することを推奨します（表示例参照）。なお、認定情報は、消費者から認識しやすい箇所であれば、マークの近傍以外の箇所に表示することもできます。また、マークを製品本体に表示し、認定情報を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。

<マークのみを表示し認定情報を別掲する場合の特例>

認定情報を表示できない場合は、以下の対応により上記①および②を省略した表示を行うことも可とします（上記③は省略できません）。

- ・ 上記②に代えて、消費者が認定情報をトレースできるよう使用契約者のウェブサイトにて認定情報を含むエコマーク商品に関する情報ページを設けて下さい（この場合、出来る限りマークを表示する媒体に該当サイトの URL とエコマーク認定番号を表示して下さい）。また使用契約者は、認定情報を含むエコマーク商品に関する情報を提供する消費者対応窓口を設け、公表するものとします。
- ・ 上記③に関する表示で、使用契約者名が表示されないケースにおいては、エコマーク認定番号と共に「エコマーク」の文言、または本手引 7.項に定めるエコマーク商品であることの呼称を表示して下さい（エコマーク認定番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の表示でも可）。
- ・ 容器（詰め替え用の容器やリターナブル容器など）等でエコマーク認定を受けている製品において、上記②を表示しないことで消費者に誤認を与える可能性がある場合には、マークと共に容器等がエコマーク認定であることを明記して下さい。

5. マークと文字表示の色、大きさ

- ・ マークの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色は DIC 180(C(シアン)100%、M(マゼンダ)4%、Y(イエロー)0%、B(ブラック)0%)です。ただし、表示する箇所の地色などに応じて、他の色を使用することも差し支えありません。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の色は、マークと同じ色を使用して下さい（Aタイプ）。認定情報の色は特に指定はありません（Bタイプ）。
- ・ マークの「e」および地球の部分（ヌキの部分）に地色が出ることも差し支えありません。表示スペースの関係によりマークや文字表示を縮小する場合は、マークの変形や地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小は行わないで下さい。マークの視認性および文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

6. マークの表示に付随して表記する事項と留意点

6-1. 広告・宣伝物にマークを表示する場合

- ・ 商品カタログ、チラシ広告などの印刷物(エコマーク商品類型 No. 120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示を除く)、通信販売カタログ、およびウェブサイトなどにマークを使用する場合は、商品ブランド名と共に、エコマーク認定番号および使用契約者名（どちらか一方を選択して表示することも可）を表示して下さい。
- ・ なお、認定商品のみを掲載したカタログ、チラシ広告などで商品ブランド名が明らかな場合には、個々に商品ブランド名を表示する必要はありません。
- ・ カatalogなどの発行者が使用契約者である場合は、マーク表示と共に使用契約者名を表示する必要はありません。
- ・ Bタイプの表示を登録し承認を受けている使用契約者は、前 4-1. の特例による表示も可とします。

6-2. エコマーク認定番号、使用契約者名等を表記する際の留意点

- ・ エコマーク認定番号および使用契約者名の表記に際しては、文字が容易に識別できる大きさと表記されていれば、文字の色、フォントの指定はありません。
- ・ 使用契約者名は、通称や商標(ロゴマークなど)であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。
- ・ 使用契約者名以外の事業者名(例えば、販売会社名など)のみを表示することは、その会社がエコマークの認定を受けているものと消費者に誤認される可能性がありますので認められません。この場合、使用契約者名と使用契約者名以外の事業者名(例えば、販売会社名など)を必ず併記して下さい。また、エコマーク認定番号についてもできるだけ併記するようにして下さい。

7. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。なお、呼称と共に、「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定」もしくは「エコマーク事務局認定」等を補足記載しても構いません。

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

8. 特殊な商品についてのエコマーク使用

- ・ 部材、部品などを用いて組み立てられた完成品については、部材、部品などがエコマーク認定商品であっても、エコマークの使用はできません。また、出荷後の二次加工・組み立てを前提とした中間製品としてエコマーク認定を受けた製品においても、二次加工・組み立て後の完成品がエコマーク認定品と誤認される可能性のある表示方法は認められません（中間製品本体へのマーク表示ではなく中間製品の包装やカタログ等へのマーク表示は差し支えありません）。
なお、別途エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結した完成品については、エコマークの表示が可能となります。
- ・ 納入先の注文による特別仕様によって外観や仕様などが変わる商品については、エコマークの使用はできません。別途、エコマーク商品追加申込の手続きを行い、審査・承認を受けて下さい。

- ・ エコマーク使用契約者以外の事業者が認定商品の商品ブランド名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。当該事業者より別途、エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結して下さい。

9. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、以下までお問い合わせ下さい。

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

TEL. 03-5643-6253、 FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局メールアドレス : ecomark@japan.email.ne.jp

ウェブサイト : <http://www.ecomark.jp>

(附則)

2011年3月1日 制定施行（「エコマーク使用の手引」と「エコマークの下段の表示(環境情報表示)について」を統合)